

議案第14号

亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について

亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例を別紙のとおり整備する。

令和5年2月24日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

提案理由

条例の整備について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(亀山市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 亀山市職員の定年等に関する条例（平成17年亀山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
<p>附 則 (定年に関する経過措置)</p> <p>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>附 則 (定年に関する経過措置)</p> <p>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	<u>61年とする。ただし、医師の定年は、年齢65年</u>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	<u>62年とする。ただし、医師の定年は、年齢65年</u>	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	<u>63年とする。ただし、医師の定年は、年齢65年</u>	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	<u>64年とする。ただし、医師の定年は、年齢65年</u>	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

年3月31日ま で	は、年齢65年	年3月31日ま で	64年
--------------	---------	--------------	-----

(亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第17条の表以外の部分中「含む。」の次に「以下「育児短時間勤務職員等」という。」を加え、同条の表中第8条第1項の項を削り、同表第35条第4項の項中「第35条第4項」を「第35条第2項」に、「前項」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号。以下「育児休業条例」という。）第17条」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同表第35条第5項の項中「育児休業条例」を「亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）」に改める。

第20条の表第35条第4項の項中「第35条第4項」を「第35条第2項」に、「前項」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号。以下「育児休業条例」という。）第20条」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同表第35条第5項の項中「育児休業条例」を「亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第12項の規定の適用については、同項中「 Γ とする」とあるのは「 Γ 」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 短時間勤務職員に対する給与条例附則第12項の規定の適用については、同項中「 Γ とする」とあるのは「 Γ 」に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(亀山市職員給与条例の一部改正)

第3条 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(昇給の基準)</p> <p>第6条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>[4～6 略]</p> <p style="text-align: center;">(時間外勤務手当)</p> <p>第35条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条</p>	<p style="text-align: center;">(昇給の基準)</p> <p>第6条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>[4～6 略]</p> <p style="text-align: center;">(時間外勤務手当)</p> <p>第35条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条</p>

に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

[（1）及び（2） 略]

2 前項及び次項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割

に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

[（1）及び（2） 略]

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。以下同じ。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。以下同じ。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第

第1項又は第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割

1項又は第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割

合)を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

[6 略]

(期末手当)

第44条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

[(1)～(4) 略]

[3～6 略]

(勤勉手当)

第47条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

合)を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

[6 略]

(期末手当)

第44条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

[(1)～(4) 略]

[3～6 略]

(勤勉手当)

第47条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

<p>[2～5 略]</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第54条 <u>第6条</u>、第16条から第25条まで、第30条及び第31条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)</p> <p>19 附則第12項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p> <p>20 附則第12項から前項までに定めるもののほか、<u>この条例の施行</u>に関し必要な事項は規則で定める。</p>	<p>[2～5 略]</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第54条 第16条から第25条まで、第30条及び第31条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)</p> <p>19 附則第12項の規定の適用を受ける職員には、<u>規則の規定により</u>、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p> <p>20 附則第12項から前項までに定めるもののほか、<u>附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規則の施行</u>に関し必要な事項は規則で定める。</p>
---	---

備考 表中の [] の記載は注記である。

(亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年亀山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則	附 則

(亀山市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置) 第21条 <u>新条例第6条、第16条から第25条まで、第30条及び第31条</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	(亀山市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置) 第21条 <u>新条例第6条第2項、第16条、第30条、第53条</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
--	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。